

昭和五十年

国勢調査結果の概要

昭和五十年国勢調査による十月

一日の我が国の総人口は、一億一千九十三万三千八百十八人です

国勢調査は、大正九年に第一回調査が行われ、この年の日本の人口は五千五百九十六万人でした。

大正九年から昭和五十年迄にはちょうど二倍になりました。

世界では中国、インド、ソビエト、アメリカ、インドネシアに次いで第六番目の人口大国となっています。

人口密度（一km²当たり）で

は、バングラデシュ（五二五人）

韓国（三四〇人）オランダ（三三二人）ベルギー（三二一人）に次いで第五位（日本二九七人）とな

り、人口密度の高い国の一つに数えられています。

前回の昭和四十五年調査では一億四百六十七万人でしたからこの五年間で七百二十七万人（六・九%）増加しました。

この増加率は戦後では、二十五年三十年の七・一%に次ぐもので四十年・四十五年の五・五%を二十二年・二十四年のいわゆるベーブーム期に生まれた女子がこ

の五年間に母親となり、第二のベーブームを招いたことが挙げられます。

都道府県の人口は、東京の千六百七十七万人が最も多く、次いで大阪八百二十八万人神奈川六百四十万人愛知五百九十二万人北海道五百三十四万人兵庫四百九十九万人

九万人千葉四百五十五万人の順になっています。

全国で最も人口が小さいのは鳥取県の五十八万人で千葉市より八万人も少なくなっています。

人口増加率から見ると埼玉の二四・七%を筆頭に以下千葉（二三・二%）神奈川（一六・九%）奈良（一五・八%）滋賀（一〇・八%）と統いております。

全国の総世帯数は三千二百四十五万三千七百四十八世帯で、五年前の二千八百九万世帯と比べると四百五十万世帯（一四・四%）の増加で、人口の増加率（六・九%）に比して著しい伸びを示しております。一世帯当たりの世帯人員は、平均三・四八人で前回の三・七三人と比べると顕著な減少となつて

おります。平均人員は大正九年以来、昭和三十年頃までは五人前後であったが、昭和三十五年には四・五二人と減少を示しはじめ、四十年四・〇八人、四十五年三・七三人、五十年には三・四八人と家族化及び単独世帯の増加に伴う

世帯の細分化が依然として進んで

いることを示しております。

※ この数字は概数であり後日總理府統計局で公表する数字と異なる場合があります。



年金相談コーナー

寡婦年金の受給要件と額

問 夫に先立たれてひとりになりましたが、子供はもう大学

を卒業しています。寡婦年金と受けられましょうか。どんな人

が受けられ、また、その年金の額はどのくらいですか。

答 国民年金の年金給付は、

原則として被保険者または被保

険者であつた人に支給されます

が、寡婦年金はその例外で、永

年之内助の功ごくろうさまとい

うわけで、さし上げるものです

これを受けられる人は、ご本人

—349—

所得の限度額引上

児童扶養手当

父母が婚姻を解消した児童、又は、父親が死亡した児童、父親の生死が明らかでない児童などを母親が監護している場合、あるいは母親があつても監護しないために母親以外の者がその児童を養育しているなどの理由で児童扶養手当の支給対象（他の公的年金受給者

は、父親が死亡した児童、父親の生死が明らかでない児童などを母親が監護している場合、あるいは母親があつても監護しないために母親以外の者がその児童を養育しているなどの理由で児童扶養手当の支給対象（他の公的年金受給者

は一人につき二十五万七千五百円が三十二万円にそれぞれ引き上げられました。

詳細は、福祉保険課へおたずね下さい。

が国民年金に加入していたか、いなかつたかに関係なく、次の条件をすべて満たしていれば受けられます。

1、夫が死亡したこと。2、夫が老齢年金を受けることができること。3、夫が拠出制の障害年金の受給権者であつたことがなく、かつ、老齢年金の繰り上げ支給を受けていること。4、夫が死亡日ににおいて六十五歳未満であったこと。5、妻が、夫の死亡の當時、六十五歳未満であること。

6、妻が夫の受けられる老齢年金の額の半分ですからこれを選ぶのが得です。

を除く）になつていながら、所得が多いために手当を受けられない場合があります。

支給要件に該当する者の所得は百六十三万二千五百円が百六十六万二千円に引き上げられました。

また、扶養一人につき二十二万円が二十六万円に、老人扶養の場合が三十二万円にそれぞれ引き上げられました。

この所得の限度額が五月一日から次のように改正されました。

支給要件に該当する者の所得は